

令和5年度

包括外部監査結果報告書  
(概要版)

持続可能な中山間地域等形成プログラム及び儲かる農林  
水産業加速化プログラムに関する財務事務の執行及び事  
業の管理について

岡山県包括外部監査人

弁護士 上 尾 洋 平

## 【目次】

第1章	監査の概要	1
1	外部監査の種類	1
2	選定した監査テーマ	1
3	監査テーマとして選定した理由	1
4	外部監査の対象期間	2
5	外部監査の実施期間	2
6	外部監査人及び外部監査人補助者の資格と名称	2
7	利害関係	2
第2章	監査の視点等	2
1	監査の基本的な視点	2
2	外部監査の対象	4
3	外部監査の実施方法	5
4	監査意見の表明方法	6
第3章	個別事業に対する監査結果の一覧	8
第4章	結語	25

## 第1章 監査の概要

### 1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

### 2 選定した監査テーマ

持続可能な中山間地域等形成プログラム及び儲かる農林水産業加速化プログラムに関する財務事務の執行及び事業の管理について

### 3 監査テーマとして選定した理由

- (1) 岡山県における「中山間地域」とは、山間地及びその周辺の地域等地理的及び経済的条件に恵まれない地域で、①山村振興法に規定する山村、②特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律に規定する特定農山村地域又は③過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に規定する過疎地域のいずれかに該当するものをいう（中山間地域の振興に関する基本条例第2条）。

岡山県には27の市町村が存在するが、中山間地域には、そのうち81.5%の22の市町村が存在し、岡山県の人口の17.7%にあたる33万5020人が居住している。

また、岡山県の中山間地域の面積は5383.52平方キロメートルであって、岡山県全体の75.7%を占める。

なお、岡山県全域の高齢化率は30.7%であるが、中山間地域の高齢化率は、より高い40.1%となっている（以上につき岡山県HP参照）。

- (2) 岡山県は、第3次晴れの国おかやま生き生きプランの「重点戦略Ⅲ 安心で豊かさが実感できる地域の創造」において、「⑥持続可能な中山間地域等形成プログラム」を掲げ、中山間地域の活性化等の施策に取り組むとともに、「重点戦略Ⅱ 地域を支える産業の振興」において、「④儲かる農林水産業加速化プログラム」として、農林水産業の振興の施策を進めている。

上記のとおり、岡山県の中山間地域は、高齢化が進んでおり、人口減少が懸念される状況であることから、中山間地域の活性化を図ることは、岡山県全体の経済の均衡ある維持発展を図るうえで不可欠であり、その事業の遂行状況及び費用対効果については、県民が強い関心を抱くところである。

なお、農林水産業は、中山間地域の主な産業の一つであることから、中山間地域の活性化と岡山県の農林水産業の振興は、密接に関連していると思われる。

- (3) そこで、岡山県が取り組んでいる持続可能な中山間地域等形成プログラム及び

儲かる農林水産業加速化プログラム（以下両プログラムをあわせて「本各プログラム」という。）について、公益性、公共性の観点から、横断的に財務事務の執行及び事業の管理が法令・規則等に照らして適切に実施されているか、さらには、それぞれの事業が一体として効率性及び有効性の観点から適切に執行されているかどうかの視点で検証することは、大いに意義があると判断し、監査の対象とすることとした。

#### 4 外部監査の対象期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日。なお、必要がある範囲で、令和4年度よりも前の年度についても監査の対象とした。

#### 5 外部監査の実施期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

#### 6 外部監査人及び外部監査人補助者の資格と名称

外部監査人	弁護士	上尾洋平
同補助者	公認会計士	黒田直樹
同補助者	弁護士	鈴木清英
同補助者	弁護士	井上民子

#### 7 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29に規定する利害関係はない。

## 第2章 監査の視点等

### 1 監査の基本的な視点

- (1) 地方自治法252条の37の1項は、「包括外部監査人は、包括外部監査対象団体の財務に関する事務の執行及び包括外部監査対象団体の経営に係る事業の管理のうち、第2条第14項及び第15項の規定の趣旨を達成するため必要と認める特定の事件について監査するものとする。」と規定しており、かかる規定から、包括外部監査の対象は、「財務に関する事務の執行」及び「経営に係る事業の管理」であって、いわゆる行政監査は含まないことは明らかである。

「財務に関する事務の執行」とは、地方自治法第2編第9章中に規定されている財務に関する事務の執行をいい、予算の執行、収入、支出、契約、現金及び有価証券の出納保管、財務管理等の事務の執行をすべて包含するが、執行以

前の予算の編成事務、予算の議会における審議等は含まない（松本英昭著「新版逐条地方自治法」第9次改訂版706頁）。

また、行政監査とは、「一般行政事務そのもの、すなわち内部組織、職員の配置、事務処理の手続、行政の運営等につき、その適正及び効率性・能率性の確保等の観点から行う監査である。」（同著706頁）とされている。

このように、包括外部監査においては、対象とされた特定の事件にかかる財務に関する事務の執行全てが監査の対象となるが、予算の編成事務、予算の議会における審議等並びに行政の内部組織、職員の配置、事務処理の手続及び行政の運営等につき、その適正及び効率性・能率性は監査の対象から外れることになる。

- (2) また、同条第2項は、「包括外部監査人は、前項の規定による監査をするに当たっては、当該包括外部監査対象団体の財務に関する事務の執行及び当該包括外部監査対象団体の経営に係る事業の管理が第2条第14項及び第15項の規定の趣旨にのつとつてなされているかどうか、特に、意を用いなければならない。」としている。

この点、第2条第14項は「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」、同条第15項は、「地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。」とされている。

これらの規定を前提とすれば、包括外部監査は、特定の事件に係る地方公共団体の財務事務が有効かつ効率的に実施されているかの観点から監査する必要がある（いわゆる3E監査である。）。

- (3) なお、財務事務の適法性に関し、「包括外部監査においては、適法性に重点をおいて監査する」等の法律上の規定は存在しないものの、地方自治法第2条第16項は「地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。」と規定しており、地方公共団体の事務は、法律・条例等の根拠なく処理することはできないことは明らかである。

このように、法令に基づく行政という大原則を前提とすれば、監査の性質上、財務事務の前提となる事業の適法性を確認することは当然の前提であると考えられる。

そのため、財務に関する事務の執行にかかる監査の前提として、当該財務事務の前提となる事業について根拠となる法令が存在するのかの確認については、監査の対象に含まれると考える。

- (4) これらをまとめると、包括外部監査においては、①事業の根拠となるべき法律

や条令等が存在しており、かつ、財務事務がその事務の根拠となる法律や条例等に定める手続きに則り執行されているか（財務事務の合規性）、②財務事務の執行が有効かつ効率的に行われているか（事業の有効性、効率性）を監査の対象とする必要があると考える。

## (2) 監査の具体的視点

以上の監査の視点を考慮し、下記の3点を具体的な視点として、監査を実施した。

### 記

#### ア 財務事務の合規性

- ・ 中山間地域等形成プログラム及び農林水産業加速化プログラムに関する事務の執行が法令、条例又は基本理念等に整合しているか。
- ・ 財務事務の執行が法令及び岡山県財務規則等に準拠して適法になされているか。

#### イ 事業の有効性

- ・ 事業の効果について目標が明確に設定されているのか。
- ・ 事業の目標の設定が合理的か。
- ・ 事業の効果が検証されているか。
- ・ 事業の効果の検証手法が合理的か。
- ・ 効果の検証結果は、次年度以降の事業の実施に反映されているか。
- ・ 社会情勢や外部環境の変化を踏まえて事業の目標が見直されているか。

#### ウ 事業の効率性

- ・ 中山間地域等形成プログラム及び農林水産業加速化プログラムに関する施策の効果と執行された予算が見合っているのか。
- ・ より少額の費用で同様の効果をもたらす方法の有無について検討されているか。

## 2 外部監査の対象

### (1) 対象部署及び対象事業

中山間地域等形成プログラム及び農林水産業加速化プログラムに関する財務事務及び事業に関わる部署、具体的には、中山間・地域振興課、県民生活交通課交通政策班、農政企画課、対外戦略推進室、農産課、農村振興課、林政課、治山課、農林水産総合センターを対象部署とし、上記各部署が令和4年度に予算執行した82の事業を監査対象とする。

## (2) 対象の選定理由

岡山県の中山間地域等形成プログラムに関する施策について、中山間地域活性化基本方針の立案等の中心を担っているのは、中山間・地域振興課である。

また、中山間地域活性化の施策のうち地域交通の確保維持については、県民生活交通課交通政策班が施策を実施している。

他方で、農林水産業加速化プログラムに関する施策については、農林水産部のうち農政企画課、対外戦略推進室、農産課、農村振興課、林政課、治山課、農林水産総合センターが中心となって施策を進めている。

そのため、監査テーマである中山間地域等形成プログラム及び農林水産業加速化プログラムに関する財務事務の執行及び事業の管理の把握のため、上記部署を監査の対象とすることとした。

なお、農林水産業加速化プログラムに関する施策のうち、予算の金額が100万に満たない事業の一部については、監査対象部署とはしていない。

## 3 外部監査の実施方法

### (1) 関連法体系の理解

中山間地域の振興に関する基本条例及び食料・農業・農村基本法をはじめ、国内及び岡山県における中山間地域等形成プログラム及び農林水産業加速化プログラムに関する法体系の内容を精査した。

また、中山間地域等形成プログラム及び農林水産業加速化プログラムの根幹となる生き生きプラン等の計画を精査した。

### (2) 中山間地域等形成プログラム及び農林水産業加速化プログラムの全体像に関する資料の徴求及びヒアリング

岡山県の中山間地域等形成プログラム及び農林水産業加速化プログラムに関する施策の全体像を把握するため、令和5年6月5日、岡山県の中山間地域等形成プログラム及び農林水産業加速化プログラムに関する施策を担っている担当者と面談を実施のうえ、岡山県の中山間地域等形成プログラム及び農林水産業加速化プログラムに関する施策全般の概要資料の提出を受けるとともに、その内容について説明を受けた。

### (3) 資料の実査

岡山県の中山間地域等形成プログラム及び農林水産業加速化プログラムに関する施策全般の概要資料（委託に係る稟議資料や仕様書、見積書、委託契約書、会議の議事録、事業の報告書などの資料一式）の内容を精査したうえで、

事業に関する資料を追加で徴求し、資料を実査した。

**(4) 第1次ヒアリング**

資料の実査及び1次的な質問の回答内容を踏まえて、監査対象とする中山間地域等形成プログラム及び農林水産業加速化プログラムに関する財務事務及び事業について、令和5年9月27日、同年10月2日及び同年10月18日にヒアリングを実施した。

**(5) 第2次ヒアリング**

監査人において、いったん監査意見を作成し、かかる監査意見について事実誤認がないかについて、令和6年1月25日、同年1月29日及び同年2月9日、担当課の職員からヒアリングを実施した。

**(6) 第3次ヒアリング**

監査人において、第2次ヒアリングの結果を踏まえて、意見書を修正し、改めて監査意見について事実誤認がないかについて、令和6年3月1日、担当課の職員からヒアリングを実施した。

**4 監査意見の表明方法**

中山間地域等形成プログラム及び農林水産業加速化プログラムに関する施策は多岐にわたることから、それらに対する監査の結果について可及的に一覧性及び明瞭性をもたせることが包括外部監査においては重要であるとする。

もっとも、監査対象となる各事業について、単に「指摘」や「意見」を述べたり、「問題がない」と述べたりするだけでは、なぜそのような「指摘」、「意見」に至ったのか、又はなぜ「問題がない」と判断されたのか判然とせず、監査の意義が乏しいものとなる。

そこで、指摘や意見を述べる又は問題点なしと判断する前提として、監査の基本的視点において提示した3つの視点から、各事業を監査した結果を個別に下記のAからDまでの基準を用いて統一的に評価するとともに、上記の評価と関連付けて、各事業の監査項目について、監査人が速やかに改善すべき重要事項として判断したもの（評価が「D」となったもの）について「指摘事項」、直ちに改善すべきではないが改善を検討することが望ましいと判断した事項（評価が「C」となったもの）について「意見」をそれぞれ記載する。

## 記

- A：違法又は不適切な点はなく、将来の事情まで考慮して十分な対応がなされている。
- B：違法又は不適切な点はなく、現状において必要な対応がなされている。
- C：違法又は不適切な点はないが、現在の対応を改善することが望ましい。
- D：違法又は不適切な点が認められ、直ちに改善する必要がある。

### 第3章 個別事業に対する監査結果の一覧

No	対象事業	評価		指摘事項・意見
1 持続可能な中山間地域等形成プログラム				
1	地域政策企画調査事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
2	生活交通確保対策事業	①	B	
		②	C	【意見1-1】 地方バスの運行事業者の生産性を向上させる施策について、さらなる検討が必要と考える。
		③	B	
3	離島航路維持対策事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
4	地域公共交通維持確保支援事業	①	B	
		②	B	
		③	B	

No	対象事業	評価		指摘事項・意見
5	公共交通デジタル化推進事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
6	岡山県パーソントリップ調査事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
7	鉄道施設等整備促進事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
8	生き生き拠点強化支援事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
9	おかやま地域づくり支援員配置事業	①	B	
		②	B	
		③	B	

No	対象事業	評価		指摘事項・意見
10	持続可能な中山間地域等形成事業	①	D	【指摘事項1-1】随意契約の締結にあたっては、可及的に競争性のある契約方法を検討する必要があると考える。
		②	B	
		③	B	
11	地域と暮らしの維持応援事業	①	B	
		②	C	【意見1-2】本事業のうち補助金の支給がなかった事業について、積極的に補助金が活用される施策を検討する必要があると考える。
		③	B	
12	中山間地域協働支援センター事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
13	おかやま元気！集落活動促進支援事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
14	地域の多様な担い手確保・活動支援事業	①	B	
		②	B	
		③	B	

No	対象事業	評価		指摘事項・意見
15	小中学生離島の魅力発見・発信事業	①	B	【意見1-3】本事業の成果指標として離島振興を担う人材の増加数や交流人口の増加数等を用いることを検討すべきである。
		②	C	
		③	B	
16	岡山移住・定住促進パワーアップ事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
17	空き家等を活用した住まい・事業所などの支援事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
18	晴れの国ぐらし移住相談会の開催事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
19	情報発信の推進事業	①	B	
		②	B	
		③	B	

No	対象事業	評価		指摘事項・意見
20	ワーケーション・二地域居住等の推進事業	①	B	【意見1-4】本事業による効果測定について検討する必要があると考える。
		②	C	
		③	B	
21	他県との連携事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
22	吉備高原都市住区利用促進事業	①	B	
		②	A	
		③	B	

No	対象事業	評価		指摘事項・意見
2 儲かる農林水産業加速化プログラム				
23	農業実務研修事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
24	早期経営確立支援事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
25	帰農者支援事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
26	担い手育成・スマート農業 社会実装促進事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
27	ハイブリッド産地育成推進 事業	①	B	
		②	B	
		③	B	

No	対象事業	評価		指摘事項・意見
28	黒大豆枝豆産地力強化対策事業	①	B	【意見2-1】本事業の趣旨に照らして、生産者の所得向上を図ることを県として推進していくのであれば、現在の事業の内容及び予算配分について見直すことが望ましいと考える。
		②	C	
		③	B	
29	岡山白桃リノベーション事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
30	ぶどうの供給力強化対策事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
31	もっと儲かるおかやま園芸産地育成事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
32	岡山米販売力強化支援事業	①	B	
		②	B	
		③	B	

No	対象事業	評価		指摘事項・意見
33	「くだもの王国おかやま」 晴苺プロジェクト事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
34	県産農産物オムニチャネル 戦略推進事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
35	県産農林水産物販売促進総 合対策事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
36	普及活動推進事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
37	農業気象情報調査事業	①	B	
		②	B	
		③	B	

No	対象事業	評価		指摘事項・意見
38	産地ブランド育成事業	①	B	【意見2-2】委託業務の効果について、年度ごとに慎重に検討し、次年度以降の委託の可否、委託金額の妥当性について検討することが望ましいと考える。
		②	C	
		③	B	
39	岡山県野菜価格安定促進事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
40	新規就農研修事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
41	就農・就業相談事業（育成センター）	①	B	
		②	B	
		③	B	
42	社会人就農研修事業	①	B	
		②	B	
		③	B	

No	対象事業	評価		指摘事項・意見
4 3	新規就農者がっちりゲット事業	①	B	【意見2-3】本事業の相談件数を増加させるため、広報や開催の在り方について検討すべきと考える。
		②	C	
		③	B	
4 4	農業士育成対策事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
4 5	新規就農者育成総合対策事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
4 6	三徳園担い手サポートプログラム強化事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
4 7	農業教育高度化事業	①	B	
		②	B	
		③	B	

No	対象事業	評価		指摘事項・意見
48	担い手総合支援事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
49	ICT・省力・低コスト技術等実証事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
50	農業経営法人化支援総合事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
51	農福連携普及啓発推進事業	①	C	【意見2-4】本事業のうち農福連携普及啓発推進事業委託業務について委託の方式について企画提案型の方式を検討すべきと考える。
		②	B	
		③	B	
52	儲かる認定農業者育成支援事業	①	B	
		②	B	
		③	B	

No	対象事業	評価		指摘事項・意見
5 3	集落営農活性化プロジェクト促進事業	①	B	【意見2-5】本事業に基づく補助金を十分に活用すべく、本事業の広報を充実させる等事業の遂行について検討する必要があると考える。
		②	C	
		③	B	
5 4	人・農地将来ビジョン確立・実現支援事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
5 5	水田農業担い手育成総合支援事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
5 6	経営所得安定対策等推進事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
5 7	農産物安全GAP推進事業	①	B	
		②	B	
		③	B	

No	対象事業	評価		指摘事項・意見
58	産地生産基盤パワーアップ事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
59	水田麦・大豆産地生産性向上事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
60	新市場開拓に向けた水田リノベーション事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
61	黒大豆枝豆産地力強化対策事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
62	国際水準GAP等推進事業	①	B	
		②	B	
		③	B	

No	対象事業	評価		指摘事項・意見
6 3	農地中間管理機構運営事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
6 4	農地中間管理機構農地集積 推進事業	①	B	
		②	C	【意見 2 - 6】 本事業の補助金活用を促す施策について検討すべきと考える。
		③	B	
6 5	儲かる農林水産業へ向けた 環境整備事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
6 6	持続的経営体支援事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
6 7	市町村森林管理システム推 進体制支援事業	①	B	
		②	B	
		③	B	

No	対象事業	評価		指摘事項・意見
68	森林クラウドを活用した新たな森林管理システム支援事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
69	意欲と能力のある経営体育成事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
70	晴れの国おかやまの林業就業促進事業	①	D	【指摘事項2-1】本事業の成果を挙げるため、委託の方式を含めて施策を検討する必要があると考える。
		②	D	【指摘事項2-2】本事業の成果を挙げるため、委託の方式を含めて施策を検討する必要があると考える。
		③	B	
71	林業担い手育成総合対策事業	①	B	
		②	C	【意見2-7】本事業において、さらなる新規就業者を確保するとともに離職者を減少させること等も考慮した積極的な施策を検討する必要があると考える。
		③	B	
72	林業・木材産業成長産業化促進対策事業	①	B	
		②	B	
		③	B	

No	対象事業	評価		指摘事項・意見
7 3	木づかい提案・実証事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
7 4	県産材利用促進対策事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
7 5	おかやまの木で家づくり支援事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
7 6	持続的林業確立対策事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
7 7	6次産業化支援事業	①	B	
		②	C	【意見2-8】本事業の補助金の更なる活用を促す施策について検討すべきである。
		③	B	

No	対象事業	評価		指摘事項・意見
78	産学連携推進事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
79	6次産業化による地域ビジネス創出支援事業	①	B	
		②	C	【意見2-9】おokayま6次化ふえを活用したオープンセミナーを積極的に開催するとともに定量的な成果指標を盛り込むことを検討すべきである。
		③	B	
80	岡山農林水産物知的財産総合支援事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
81	スマート農業加速化実証プロジェクト	①	B	
		②	B	
		③	B	
82	おokayま農林水産DX推進事業	①	B	
		②	B	
		③	B	

## 第4章 結語

- 1 総論において述べたとおり、岡山県には27の市町村が存在するが、中山間地域には、そのうち81.5%の22の市町村が存在し、岡山県の人口の17.7%にあたる33万5020人が居住しており、岡山県の中山間地域の面積は5383.52平方キロメートルであって、岡山県全体の75.7%を占める。

なお、岡山県全域の高齢化率は30.7%であるが、中山間地域の高齢化率は、より高い40.1%となっている。

このように、岡山県の中山間地域は、人口比、面積比においても岡山県の重要な構成要素であり、中山間地域の活性化は、岡山県の経済の活性化にも直結するといっても過言ではない。

- 2 本監査においては、中山間地域の活性化における岡山県の取組を監査する趣旨で、「持続可能な中山間地域等形成プログラム及び儲かる農林水産業加速化プログラムに関する財務事務の執行及び事業の管理について」をテーマとすることとした。

この点、持続可能な中山間地域等形成プログラムは、中山間・地域振興課（県民生活交通課）、儲かる農林水産業加速化プログラムは農産課を中心とした農林水産部において執行されているところ、監査の過程をつうじて、それぞれの担当部署において、各職員の方が各事業に真摯に取り組んでおられることは確認することができた。

他方で、中山間地域の活性化を図るためには、地域の拠点づくりの手段として、産業の活性化を図るなど、拠点づくりの施策と産業の活性化の施策が効果的かつ一体的に実施される必要があると思われる（例えば、持続可能な中山間地域等を形成するにあたっては、産業、特に農林水産業の振興を図ることは不可避であって、拠点づくりと農林水産業の振興は切り離すことはできない。また、今回の監査においては主に農林水産業を中心に扱ったが、中山間地域の特性に応じて、企業の誘致に積極的に取り組むことで産業の活性化を図ることも十分に検討の余地があると考える。）。

しかしながら、現在の組織体制は、中山間地域の活性化と儲かる農林水産業加速化プログラムがそれぞれ別々の部署で実施されており、それぞれの部署が連携することはあるものの、その連携の度合いは必ずしも高いものとは感じられなかった。

このような現状を踏まえると、中山間地域の活性化という課題に取り組むためには、中山間地域における拠点づくりやそれぞれの地域に応じた産業の振興について、現在の組織体制から更に進めて、中山間地域の活性化を一体的に取り組む組織の仕組みづくりについて、検討する余地があると考えに至った。

監査人としては、今回の監査において、意見又は指摘事項とした点については、岡山県において真摯に受け止めて改善を検討することを願いますとともに、中山間地域の活性化に取り組む組織体制の在り方について、今後の検討の一助にいただければ幸いです。

- 3 最後に、本件の包括外部監査において対象となった担当職員各位並びに岡山県行政改革推進室の担当職員に多大なる協力をいただいたことについて心より感謝を申し上げますとともに、本監査が岡山県の中山間地域の活性化の一助になることを祈念して、本件の包括外部監査を終えることとする。

以上